



第1回菊池市人権・同和教育研究集会



第1回菊池市人権・同和教育研究集会



人権バンド「イソジンス」

## 日本一の「人権のまち菊池市」の構築を

～第1回 菊池市 人権・同和教育研究集会並びに人権啓発講演会～

第1回菊池市人権・同和教育研究集会並びに第1回菊池市人権啓発講演会が市民など約1,200人が参加し、菊池体育センター（旧菊池勤労者体育センター）で行われました。

差別のない明るい菊池市づくりを目的に菊池市、菊池市教育委員会、菊池市人権・同和教育推進協議会の主催で開催。講演会では、九州ルーテル学院大学非常勤講師の中村貞夫さんが「愛と感動のメッセージ」～感性に訴える人権教育～と題して講演しました。中村さんは「偉大なる人生を送ることは命を大切に。めぞう命の尊さ。愛と感動のルネサンス。また、NO.1の世界を選んで日本一の人権のまち菊池市の構築を」などと話されました。

午後からは、菊池少年少女合唱団が美しいハーモニーで人権の歌を披露し、人権作文発表として、水源小6年の藤本彩花さんが「平和を望んで」、泗水中1年の木村美晴さんが「これからの自分」、菊池高校1年の池上 輝さんが「自分が頑張れること」と題してそれぞれ発表しました。その後、人権バンド「イソジンス」が歌と語りで差別のおかしさを訴えました。

### 菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例（平成17年菊池市条例第131号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定に基づき、菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 審議会は、次に掲げる

事項を調査・審議するとともに、市長の諮問に答申し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

- (1) 市民の人権意識の普及高揚を図るための教育及び啓発活動の充実に関する事項
- (2) 部落差別等を撤廃するための施策の推進に関する事項
- (3) 市民の意識調査の実施と結果の集約に関する事項
- (4) 条例第4条に掲げる事業に関する基本的な方針

## 菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例 および同審議会規則を紹介します

人権尊重を基調とする差別のない明るい菊池市の実現を目的に「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」および「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会規則」が、合併の日と同日の3月22日に制定・施行されています。市民の皆さんもこの条例・規則の主旨をご理解頂き、人権意識の高揚に努められますようお願い致します。

### 菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨並びに同対策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることにかんがみ、根本的かつ速やかに部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい菊池市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人

権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重することにも、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしてはならない。

(市の施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃するために必要な生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策について、市民及び関係団体と協力の向上、推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、充実した人権教育の推進を図り、

に関する事項

(5) その他重要な施策に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以上をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体から推薦を受けた者
- (4) その他市長が適当と認める者

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、

議長が決する。

議長の決するところによる。

4 審議会は、部落差別及び人権問題に関し見識を有する者から意見を聴くことができるものとする。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者で組織する。

(まちづくり推進委員)

第8条 市民の人権意識の普及高揚を図るための教育及び啓発活動を推進するため、地域の指導者として、まちづくり推進委員（以下「委員」という。）を置く。

2 委員は、20人以内とし、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成17年3月22日から施行する。